

社会福祉法人あゆみの森たけのこ会 役員報酬規程

(目的)

- 第1条 この細則は、社会福祉法人あゆみの森たけのこ会（以下「本法人」という。）の法人役員が報酬を定めるものとする。
- 2 本規定に定める対象は、本法人の理事・監事・評議会委員とする。
常勤職員を兼務する理事は適用外とする。

(役員報酬)

- 第2条 理事会及び監事会、評議員会の報酬は無報酬とする。
- 2 理事会及び監事会、評議員会の会議を開催した場合は別途定める役員旅費規程に基づき旅費を支払う。

附 則

- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程の改訂は理事会にて行う。